

# 第1・第3土曜に窓口でマイナンバーカード交付開始 1/16(土)～ 交付は事前予約制、電話かインターネットで予約可

マイナンバーカードの申請数増加を受け、1/16(土)から、月1回の日曜窓口、毎週水曜の延長窓口に加え、第1・第3土曜(3月のみ第1・第2土曜)にもマイナンバーカードを交付します。

### 【問合せ先】

江東区マイナンバーカードコールセンター ☎0570-04-5010、FAX5690-5659 (8:30～20:00(年末年始を除く))

区民課住民記録係 ☎3647-3162、FAX3647-9206

【交付場所】区役所2階マイナンバーカード交付窓口

【受付業務】マイナンバーカード交付のみ(日曜窓口と異なり、引っ越しに伴う転入届、電子証明書更新等のカード関連手続き、マイキーID設定(マイナポイント予約)支援等は対象となりませんのでご注意ください)。

### 【令和2年度 土曜窓口日程】

1/16	2/6	2/20	3/6	3/13
------	-----	------	-----	------

※いずれも8:45～16:45

## マイナンバーカード交付は事前予約制

交付通知書が届いたら、同封の案内を確認し、事前予約のうえ交付窓口にお越しください。なお、インターネットでは4営業日(土・日曜・祝日を除く)以降の日時にて予約が可能です。3営業日(土・日曜、祝日を除く)以内の日時で予約をご希望の方は、上記の江東区マイナンバーカードコールセンターまでお問い合わせください。電話が繋がりにくい場合は、区民課住民記録係で予約可。

※マイナンバーカードの申請増加により、交付通知書発送まで通常より時間がかかっています。

※予約が取りづらい状況です。余裕をもってお早めにご予約をお願いします。

## 申請から交付までの流れ

### ①マイナンバーカードの申請をする

交付申請書に必要事項を記入、顔写真を貼り、申請してください。



申請書に添付している申請書IDを利用し、インターネットでも申請できます。交付申請書は、通知カードについているもの以外に、白紙や区役所でお渡しできるID付き申請書があります。

### ②マイナンバーカード交付のご案内を受け取る



申請から2か月半～3か月程度で、「交付通知書(はがき)」が届きます。以下のものが同封されているか確認してください。  
・交付通知書(はがき)  
・交付のご案内

### ③マイナンバーカードの受取日時・会場を予約する



受取日時とマイナンバーカード交付窓口を予約します(聴覚障害者対応のファクス受付もしています)。予約は、案内に記載しているホームページ、または江東区マイナンバーカードコールセンターでできます。

### ④マイナンバーカードを受け取る



予約した日時に必要書類を持参し、マイナンバーカード交付窓口にて本人がお越しください。

## 発熱等の症状がある方の相談・診療先→まずかかりつけ医に電話相談を かかりつけ医がない場合は東京都発熱相談センターへ

この冬は、新型コロナウイルス感染症に加えてインフルエンザの流行により発熱患者の増加が見込まれます。発熱等の症状が生じた際は、次のとおり相談・受診をお願いします。

### 【かかりつけ医がある方】

かかりつけ医へ電話相談(原則)

※診療できない場合は他の医療機関を紹介

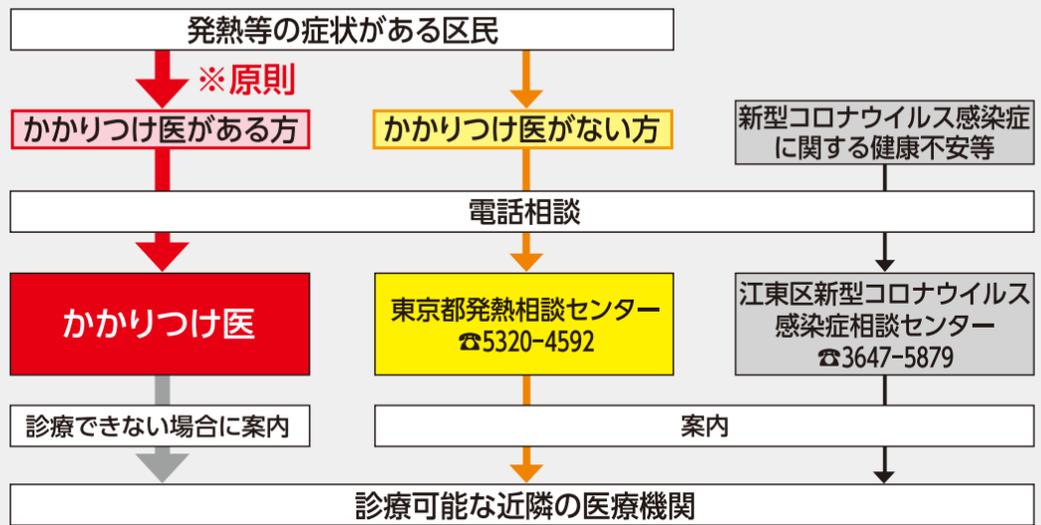
### 【かかりつけ医がない等、相談する医療機関に迷う方】

東京都発熱相談センター(☎5320-4592※24時間対応)へ

※紹介可能な身近な医療機関をご案内します

江東区新型コロナウイルス感染症相談センター(☎3647-5879)では、新型コロナウイルス感染症に関する健康不安等の相談を受け付けています。

### 発熱等の症状がある方の外来受診体制イメージ



## ひとり親世帯臨時特別給付金再支給「基本給付」が支給された方には、

令和2年12/28までに再支給済

### 「基本給付」の申請が

まだの方はお急ぎください 2/25(木)まで

令和2年12/11時点(基準日)で、すでにひとり親世帯臨時特別給付金の「基本給付」が支給された方には、令和2年12/28までに「基本給付」を再支給しました。基準日時点で「基本給付」の申請を行って支給を受けていない方、または「基本給付」の申請を行っていない方は、「基本給付」と併せて再支給分を支給します。「基本給付」が不支給の場合、再支給はありません。

「基本給付」の支給対象者に該当する方で申請がお済みでない方は、2/25(木)までに申請をお願いします。詳しくは、区ホームページ(下記二次元コードから入れます)をご確認ください。

【再支給対象者】ひとり親世帯臨時特別給付金の支給対象者に該当する方のうち、既に「基本給付」が支給された方、または支給される予定の方【給付額】1世帯につき50,000円、第2子以降1人につき30,000円※1回限り

☎ こども家庭支援課給付係ひとり親世帯臨時特別給付金担当 ☎3647-9626、FAX3647-9196



▲区ホームページはこちら

## ことなび(こうとう中小企業なびゲーター)で相談しよう!

土曜・夜間の相談も可

区では、コロナ禍でお困りの区内の中小企業の方を支援するため、中小企業診断士等による無料相談を実施しています(予約制)。

補助金、給付金で申請できるものがあるのか、その申請方法や、経営でお困りごと、融資のことなどさまざまな相談をお受けします。電話やZoomでの相談も対応しています。土曜、夜間のご相談も調整しますので、ぜひご相談ください。

☎ 電話で経済課融資相談係 ☎3647-2331、FAX3647-8442